



河合吾郎

かわいごろう ● 河合医療福祉法務事務所。2001年、社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院に入職。医事課、経理課などを経験し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行い、地域医療の発展に貢献することを目指す。行政書士、社会福祉士、医療経営士3級

新連載

医療にまつわる法律のキホン

[第1回]



© vita_design - Fotolia.com

テーマ▶▶医療法

医療機関の経営において大切なことが書かれている

表1 医療法の内容

第一章 総則
医療法の目的や医療提供の理念、医師・看護師・薬剤師等の責務などが定められています。
第二章 医療に関する選択の支援等
医療に関する情報提供や診療科名、広告制限等を規定しています。
第三章 医療の安全の確保
国や病院・診療所の管理者の責務、医療安全センター等が定められています。
第四章 病院、診療所及び助産所
診療所開設届、院内掲示義務、管理者の監督義務等について定められています。
第五章 医療提供体制の確保
基本方針や医療計画に定める事項等について定められています。
第六章 医療法人
医療法人の設立や管理、解散や合併等について定められています。
第七章 雑則
第八章 罰則

過去6回の改正を経てきた医療法

医療機関にお勤めの皆さんは、医療六法をご覧になる機会はあるでしょうか。診療報酬や保険制度はよく勉強されていますが、医療法に触れることは実は少ないのではないかと思います。車の運転に道路交通法の知識が不可欠なのと同様に、医療機関を運営するうえで医療法の知識の習得はとても大切です。第1回では、医療法と過去の改正内容について解説します。

日本の近代医療制度は1874年の医制の発布に始まりました。その後、各府県における病院・診療所取締規則の制定、国民医療法の制定を経て、1948年に医療法が成立しました。医療法第1条には目的や医療提供の理念が示されています。以下、第一章から第八章までは表1の通りです。

医療法は、制定以来6回の改定を経てきました(表2)。「非営利性」と「透明性」をキーワードとした第5次医療法改正では、社会医療法人制度の制定や医療法人制度改革が行われ、「出資持分なし」の医療法人しか設立できなくなりました。ただし、従来の持分あり医療法人は「経過措置型医療法人」として、当分の間存続が認められています。第6次医療法改正には、病床機能報告制度や持分なし医療法人への移行促進策が盛り込まれました。いわゆる「認定医療法人」ですが、持分なしへの移行を検討している医療法人は、相続税・贈与税が免除される3年間で移行がカギを握ります。

表2 医療法過去6回の改正内容

	主な改正内容
1985年 第1次医療法改正	病床規制、一人医師医療法人の解禁
1992年 第2次医療法改正	療養型病床群・特定機能病院の導入
1998年 第3次医療法改正	地域医療支援病院の創設
2000年 第4次医療法改正	病床区分の見直し
2006年 第5次医療法改正	4疾病5事業の地域医療計画の作成 社会医療法人制度・医療法人制度改革
2014年 第6次医療法改正	病床機能報告制度、持分なし医療法人への移行促進